

、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

九 薬事法に基づく承認を受けた医薬品の投与に関する基準

(一) 当該保険医療機関において、当該医薬品の投与を適切に行うことのできる体制が整っているものとする。

(二) 当該診療は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

十 入院期間が百八十日を超える入院に関する基準

(一) 当該療養は、患者への十分な情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

(二) 療担規則第五条第二項若しくは第五条の二第二項又は療担基準第五条第二項若しくは第五条の二第二項の規定により受け取る金額は、当該療養に要するものとして適正なものでなければならぬものとする。

(三) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

第四 厚生労働大臣が定める報告事項

一 療担規則第十一条の三の厚生労働大臣が定める報告事項

(一) 健康保険法第四十三条第二項に規定する選定療養に関する事項

(二) 医科点数表の第1章区分A200及び歯科点数表の第1章区分A200に規定する入院時医学管理加算に関する事項

(三) 酸素及び窒素の購入価格に関する事項

(四) 歯科点数表の第2章第1部区分B001-2に規定する歯科衛生実地指導料に関する事項

(五) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、地方社会保険事務局長に届け出た事項に関する事項

二 療担基準第十一条の三の厚生労働大臣が定める報告事項

(一) 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十七条第二項に規定する選定療養に関する事項

(二) 老人医科点数表の第1章第2部第2節に規定する入院時医学管理加算及び歯科点数表の第1章区分A200に規定する入院時医学管理加算に関する事項

(三) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、都道府県知事に届け出た事項に関する事項

(四) 一の(三)及び(四)に掲げる事項

第五 療担規則第十八条及び療担基準第十八条の特殊療法に係る厚生労働大臣が定める療法等

(一) 薬事法第八十条の二第一項に規定する治験に係る薬物を用いた療法

(二) 薬事法第八十条の三第一項に規定する治験に係る器具機械を用いた療法

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品の使用医薬品

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十四年三月厚生労働省告示第八十七号）の別表に収載されている医薬品（平成十四年九月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成十五年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、ガーゼ、焼セツコウ、脱脂綿、絆創膏^{ばんそうこう}及び別表第3に収載されている医薬品

第七 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合

一 療担規則第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養第十一号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二 療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養第十号に掲げる療養に係

る医薬品を使用する場合

第八 療担規則第十九条第二項本文及び療担基準第十九条第二項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用歯科材料

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成十四年三月厚生労働省告示第九十八号）別表のVIに掲げる特定保険医療材料

第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める歯科材料の使用に係る場合

(一) 金合金又は白金加金を前歯部の鑄造歯冠修復又は歯冠継続歯に使用する場合

(二) 第八に掲げる保険医療材料（金属であるものに限る。）以外の金属を総義歯の床部に使用する場合

(三) 薬事法第八十条の三第一項に規定する治験に係る器具機械を使用する場合

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号へ及び療担基準第二十条第三号への厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第七因子製剤、乾燥人血液凝固第八因子製剤、乾燥人血液凝固第九因子製剤、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺

激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（医科点数表第2章第2部区分番号C102-1、2に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合には限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本表に掲げる注射薬を投与するに当たり、その溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤及び塩酸モルヒネ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

イ 療担規則第二十条第二号ホ及びへ並びに第二十一条第二号ホ並びに療担基準第二十条第三号ホ及びへ並びに第二十一条第三号ホの厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

(一) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬（ロの（二）に掲げるものを除く。）

(二) 麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬（ロ及びハに掲げるものを除

く。

(三) 新医薬品（薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの

ロ 療担規則第二十条第二号ホ及びへ並びに第二十一条第二号ホ並びに療担基準第二十条第三号ホ及びへ並びに第二十一条第三号ホの厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び注射薬

(一) 内服薬

アルプラゾラム、塩酸メチルフェニデート、オキサゾラム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、プラゼパム、フルジアゼパム、ブロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、ロフラゼプ酸エチル又はロラゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、臭化メペンゾラート・フェノバルビタール配合剤及びプロキシファイリン・エフェドリン配合剤

(二) 注射薬

塩酸モルヒネ又は塩酸ブプレノルフィンを含有する注射薬

ハ 療担規則第二十条第二号ホ及びへ並びに第二十一条第二号ホ並びに療担基準第二十条第三号

ホ及びへ並びに第二十一条第三号ホの厚生労働大臣が定める投薬量が九十日分を限度とされる内服薬

ジアゼパム、ニトラゼパム、フェノバルビタール、クロナゼパム又はクロバザムを含有する内服薬及びフェニトイン・フェノバルビタール配合剤

第十一 療養担当規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

(一) 唇顎口蓋裂に起因した咬合異常の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

(二) 第一・第二鰓弓症候群、鎖骨頭蓋異形成症、クルーゾン症候群、トリーチャーコリンズ症候群、ピエールロバン症候群又はダウン症候群に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

(三) 歯科点数表第2章第13部区分番号N001に掲げる顎口腔機能診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行う顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

(四) 特定承認保険医療機関において行う療養担当規則第五条の二第二項に規定する厚生労働大臣の承認を受けた療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合

悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤の支給を目的とする処方せんを交付する場

合

第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示

事項

(一) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）の第2節区分10に規定する薬剤服用歴管理・指導料に関する事項

(二) 調剤報酬点数表に基づき地方社会保険事務局長に届け出た事項に関する事項

第十四 薬担規則第九条及び療担基準第三十一条の厚生労働大臣が定める保険薬剤師の使用医薬品

第六に規定する医薬品

第十五 薬担規則第九条及び療担基準第三十一条の保険薬剤師の医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合

第七に規定する場合

別表第1

第1部 内 用 薬		
品 名	規 格 単 位	
(あ)		
アロレンタンカプセル「25」	25mg1カプセル	
(さ)		
サイナロールカプセル	25mg1カプセル	
(て)		
デスリボーゼ錠	200mg1錠	

第2部 注 射 薬		
品 名	規 格 単 位	
(へ)		
ペリセート360	1.5L1袋	
ペリセート360	2L1袋	
ペリセート400	1.5L1袋	
ペリセート400	2L1袋	

第3部 外 用 薬		
品 名	規 格 単 位	
(さ)		
サワドールテープ	40mg1枚	
(は)		
バソレーターテープ	(27mg)20cm1枚	

別表第2

第1部 内 用 薬		
品 名	規 格 単 位	
(あ)		
アニフラジンカプセル250	250mg1カプセル	
アニフラジンドライシロップ	100mg1g	
アニフラジンドライシロップ250	250mg1g	
アフトエフティカプセル	1カプセル	
アルマトール錠50mg	50mg1錠	
(い)		
イコサエートカプセル300	300mg1カプセル	
イグロン錠	200mg1錠	
イブプロシン	100mg1錠	
イブプロシンG	20%1g	
インドメタシンR「サトウ」	25mg1カプセル	
(え)		
SK散	1g	

エチドラル錠0.5mg	0.5mg1錠	
エデマーゼ	16,666単位1錠	
エフエム錠	200mg1錠	
エフベニックス細粒200	200mg1g	
エミホリン錠	4mg1錠	
エリスロマイシン錠100(ツルハラ)	100mg1錠	
エルフラビン顆粒	10%1g	
※ 塩化ベルベリン散(ジェイドルフ)	20%1g	
塩酸ジサイクロミン顆粒「ヘキササル」	10%1g	
塩酸パバベリン10倍散(三晃)	10%1g	
エンデュロン散	1%1g	
(お)		
オコーナー散	50%1g	
オステオール	50mg1カプセル	
(か)		
カルノフラール細粒小児用100mg	100mg1g	
(き)		
強力セルバシル・アプレゾリン	1錠	
(く)		
クラビノン錠	50mg1錠	
(け)		
ケルタゴン	100mg1錠	
(こ)		
コンビベニックスL錠	(375mg)1錠	
コンビベニックス錠	(187.5mg)1錠	
コンビベニックスP錠	(93.8mg)1錠	
(さ)		
サラニールカプセル	50mg1カプセル	
(し)		
ジクロニックLカプセル	37.5mg1カプセル	
シスカード錠5	5mg1錠	
シスカード錠10	10mg1錠	
人工カルルス塩「ヨシダ」	10g	
仁丹ドルフ茵陳蒿湯エキス顆粒	1g	
仁丹ドルフ温清飲エキス顆粒-S	1g	
仁丹ドルフ芍薬甘草湯エキス顆粒-S	1g	
仁丹ドルフ半夏厚朴湯エキス顆粒	1g	
仁丹ドルフ防己黄耆湯エキス顆粒-S	1g	

仁丹ドルフ麻杏甘石湯エキス顆粒	1g	
シンテレン錠「三恵」	50mg1錠	
(す)		
スカーゼEPカプセル	1カプセル	
スカーゼ錠W	1錠	
(せ)		
セアブロンドライシロップ	100mg1g	
セファレキシンスR錠	250mg1錠	
セファレックスRカプセル	250mg1カプセル	
セファレックスJ R顆粒	200mg1g	
セルシナミンS錠	0.5mg1錠	
セルバシル・アプレゾリン	1錠	
(た)		
タイセフランカプセル250	250mg1カプセル	
タイセフランドライシロップ250	250mg1g	
(て)		
テフーラカプセル	1カプセル	
(と)		
トキオレキシシン	250mg1カプセル	
トーキセン錠	100mg1錠	
ドージンPM顆粒	10%1g	
ドージンPM錠	20mg1錠	
トーフアーゲン錠	1錠	
トルテンシン錠5mg	5mg1錠	
トルテンシン錠10mg	10mg1錠	
(に)		
ニランコート錠200	200mg1錠	
(の)		
ノイマックス散	1%1g	
ノイロピタン細粒	1g	
(は)		
パーヴェリーカプセル300	300mg1カプセル	
ボックス発泡顆粒	1g	
バルギンS4号	80%10mL	
バルギンS5号	65%10mL	
バレリン細粒	40%1g	
バンテリン錠	1錠	
(ひ)		
ピコソルドール顆粒	1%1g	
ピコソルドール錠	2.5mg1錠	
ピンプロン錠	20mg1錠	

(ふ)		
ブチレニン錠	100mg1錠	
ブリカニール細粒	1%1g	
ブリザイド錠プリストル	2.5mg1錠	
フルシンF	125mg1錠	
ブルファニック顆粒 40%	40%1g	
フレザニム	100mg1カプセル	
プロメチン散	2%1g	
(へ)		
ベストボリン顆粒	250mg1g	
ベルデエフティカプセル	1カプセル	
(ほ)		
ホスマリンカプセル 500	500mg1カプセル	
(ま)		
ママレキシシロップ用 500	500mg1g	
(み)		
ミドリアミン錠	5mg1錠	
ミニラーゼSカプセル	1カプセル	
ミニラーゼS顆粒	1g	
(め)		
メザート錠	200mg1錠	
(よ)		
ヨービルカプセル	25mg1カプセル	
(ら)		
ラクツロース・末「日研」	75%1g	
ラサロシンドライシロップ	100mg1g	
(り)		
リサチリン錠 25	25mg1錠	
リタアルミン液	10%1mL	
(る)		
ルナフリルカプセル	1カプセル	
(れ)		
レナビリン錠	4mg1錠	
(わ)		
ワラジス持効錠	6mg1錠	

第2部 注 射 薬		
品 名		規 格 単 位
(あ)		
アビリット注 50	50mg1管	
アリアロン 3 B注	10mL1管	

(う)		
ウロキナーゼコーワ注 24万	240,000国際単位1瓶	
(え)		
エスロン	300mL1瓶	
(か)		
カタボン・Hi	0.3%200mL1瓶	
(く)		
グルコバレン1号	600mL1袋	
グルコバレン1号	1.2L1袋	
グルコバレン2号	600mL1袋	
グルコバレン2号	1.2L1袋	
グルコバレン3号	600mL1袋	
グルコバレン3号	1.2L1袋	
(け)		
ケフドール静注用 0.5 g	500mg1瓶	
ケフドール静注用 1 g	1 g 1瓶	
ケフドール静注用 2 g	2 g 1瓶	
(こ)		
コータミン	1mL1管	
(し)		
静注用ジナセフ	1.5 g 1瓶	
(せ)		
赤十字アルブミン	20%20mL1瓶	
赤十字アルブミン	20%50mL1瓶	
セフォチアロン静注用	500mg1瓶	
セルリール	2mL1管	
(ち)		
チオクタン注射液	0.5%5mL1管	
注射用メブレドロン 125	125mg1瓶(溶解液付)	
注射用メブレドロン 500	500mg1瓶(溶解液付)	
(て)		
デコンタシン注射液	75mg1.5mL1管	
点滴静注用ミルプチン 50 mgモノ バイアル	50mg1キット	
点滴静注用ミルプチン 250 mgモノ バイアル	250mg1キット	
(と)		
トキオ注射用	2 g 1瓶	
(は)		
バイステージ注 300	61.24%20mL1瓶	
バイステージ注 370	75.52%20mL1瓶	
バゼアジン注 50	50mg1管	

ハパーゼコーワ注 360万	360万国際単位1瓶
ハパーゼコーワ注 1440万	1,440万国際単位1キ ット(生理食塩液100mL 付)
ハルトマンS注「小林」	300mL1瓶
ハルトマン-G 3号「小林」	200mL1瓶
ハルトマン-G 3号「小林」	300mL1瓶
(ひ)	
ヒデルギン注射液	0.3mg1mL1管
(ふ)	
フィシザルツFC-D	100mL1キット
ブルバトシン注射液	75mg1.5mL1管
プロブレアミン注-5% (5%) 500mL1瓶	0.5%2mL1管
プロメチン注射液	0.5%2mL1管
(へ)	
ベニロン	500mg10mL1瓶(溶解液 付)
ベニロン	1 g 20mL1瓶(溶解液付)
ヘラクチール注	2mL1管
ヘラクチール注	4mL1管
ペリカシン注射液	50mg1管
ペリカシン注射液	100mg1管
(み)	
ミダゾラム注 0.5%「F」	10mg2mL1管
(り)	
リラシリン筋注用	1 g 1瓶(溶解液付)
リラシリン注射用	1 g 1瓶
リラシリン注射用	2 g 1瓶
リラシリン注射用	5 g 1瓶

第3部 外 用 薬		
品 名		規 格 単 位
(あ)		
アストモリジン坐薬		280mg1個
アルロイド		8%1mL
アロアスク		5cm×10cm1枚
アロアスク		7.5cm×30cm1枚
アロアスク		7.5cm×60cm1枚
アロアスク		20cm×30cm1枚
アロアスクD		5cm×10cm1枚
アロアスクD		7.5cm×30cm1枚
アロアスクD		12cm×15cm1枚
アロアスクD		20cm×30cm1枚

(元)		
エコナベール液		1%1mL
エコナベールクリーム		1%1g
エビスタ		1.25%1mL
(く)		
クリアデールクリーム		0.1%1g
クリアデールローション		0.1%1mL
(こ)		
コバヤク洗腸液		50%30mL1個
コバヤク洗腸液		50%60mL1個
コバヤク洗腸液		50%120mL1個
コバヤク洗腸液		50%150mL1個
5mlアロテックエロゾル		1.5%5mL1瓶
(せ)		
セダンゾール"イソ"		0.2%5mL1瓶
(そ)		
ゾンネベース (二)		10g
(は)		
バラベール膣坐剤		50mg1個
パルシガンエロゾル		0.143%5mL1瓶
(ひ)		
ビスコケア		1%0.5mL1筒
ヒビテン産科用クリーム		1%10g
ビマフシン軟膏		20mg1g
(ふ)		
※ フォスフォリンアイオダイド点眼薬 (東菱)		3mg1瓶(溶解液付)
※ フォスフォリンアイオダイド点眼薬 (東菱)		6.25mg1瓶(溶解液付)
(へ)		
ベータメサ軟膏		0.1%1g
(ち)		
ラシドカイン坐剤		1個
(り)		
リノン膣錠		1mg1錠
(る)		
ルブリテックス坐剤		1個

第4部 歯科用薬剤		
品名		規格単位
注射薬		
キシロカイン注射液「2%」エビレナミン(1:80,000)含有		1mL1管
キシロカイン注射液「2%」エビレナミン(1:80,000)含有		1mLバイアル
外用薬(1)		
キシロカイン軟膏		1g
ペリオドンタルバック		散剤(液剤を含む)1g

別表第3

第1部 歯科用薬剤		
品名		規格単位
外用薬		
(歯髄失活剤)		
ネオアルゼンブラック		
(根管治療剤)		
アンモニア銀液		
カルピタール		
カントップ用ヨードヨード亜鉛液		
クリアエフシー		1mL
クレオドン		
サホライド・RC		
⑤ 歯科用アンチホルミン		
歯科用カルホミンソリューション 10W/V%		
歯科用水酸化カルシウムペースト 50W/W%「DSN」		
歯科用ホルマリクレゾール		1mL
歯科用ホルムクレゾール「村上」		
歯科用ホルムクレゾール「昭和」		
歯科用モルホニン		
⑤ 水酸化カルシウム		
ネオクリーナー「セキネ」		
ヒポクロリットソリューション 10%「日薬」		

ペリオドン	
ホルマリン・グアヤコールFG「ネオ」	
ホルムクレゾールFC「ネオ」	
メトコール	
(鎮痛・鎮静消毒剤)	
カントップ用8%塩化亜鉛溶液	
キャンフェニック「ネオ」	
クロロフェン	
サホライド	
⑤ 歯科用フェノール・カンフル	
歯科用フェノールチモール	
村上キャンフェニック	
(根管充填剤)	
クリワン	
ネオトリオチンクパスタ	
(覆罩剤)	
ネオダイン	
バルバックV	
(軟組織消炎剤)	
クロル亜鉛液	
⑤ 歯科用ヨード・グリセリン	
ネオグリセロール	
ヨチオン溶液	
ヨードグリコールパスタ「ネオ」	
(被覆保護剤)	
Fバニッシュ	
ダイアデント	
ハイパーバンド「キムラ」	
(齧蝕抑制剤)	
弗化ソーダ液	
弗化ナトリウム液「ネオ」	
フルオールN液	
フロアーゲル	
フローデンA(酸性フッ素リン酸溶液)	